

今年度から対象範囲が拡充されました！！

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

令和8年度

高校生等奨学給付金

授業料以外にかかる教育費（教科書費、制服、学用品費、通信費、部活動費、生徒会費、修学旅行費など）を支援する
給付金（返済は不要）です。

大切な
お知らせです

給付金には申請が必要です

申請の種類

◇ 原則通常と家計急変の両方を同年度に申請することはできません
※ただし、通常申請後、令和8年7月2日以降に家計急変が発生したときは両方を申請できる場合があります。

通常申請

世帯種別	課程	給付額
生活保護世帯（生業扶助受給世帯）	全日制・定時制・通信制・高専	32,300 円
住民税所得割額が非課税の世帯	全日制・定時制・高専	143,700 円
	通信制	50,500 円
住民税所得割額合計が 105,500 円未満 の世帯（年収約 270～380 万円）（注 1）	全日制・定時制・高専	47,900 円
	通信制	16,830 円
住民税所得割額合計が 105,500 円以上 182,500 円未満 の世帯（年収約 380～490 万円）（注 1）	全日制・定時制・高専	35,930 円
	通信制	12,630 円

家計急変申請

令和8年1月1日～7月1日までに家計が急変し、
7月31日までに学校が申請書を受け付けた場合の給付額

住民税所得割額合計	全日制・定時制・高専	通信制	専攻科
非課税世帯相当	143,700 円	50,500 円	50,500 円
105,500 円未満相当 （年収約 270～380 万円）（注 1）	47,900 円	16,830 円	16,830 円
105,500 円以上 182,500 円未満相当 （年収約 380～490 万円）（注 1）	35,930 円	12,630 円	
105,500 円以上 264,500 円未満相当で 多子世帯 （注 2） （年収約 380～600 万円）			12,630 円

- ◆（注1）年収は両親のうちどちらか一方が働き、本人、中学生1人の4人世帯の目安です。
- ◆（注2）多子世帯は、専攻科に通う生徒がおり、扶養される子等が3人以上いる世帯のみ対象です。
- ◆ 令和8年7月2日以降に家計が急変した場合の申請月別給付額は手引きに記載しています。

対象となる世帯

住民税は**令和8年度**の課税証明書等で確認してください

- ◇ 令和8年7月1日現在で下記の「所得、国籍・在留、在学、在住」の要件を満たす世帯が対象です。なお、要件を満たしていても対象とならない場合があります。

「給付金の対象とならない場合」

- 令和8年1月1日時点で保護者等が海外赴任等により日本国内に住所を有しない。
(令和8年度の課税証明書等が発行されないため)
- 高校生等に高等学校等就学支援金等の受給資格がない。
- 高校生等が里親または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に養育されている。
- 高校生等が一部の児童入所施設から通学している（例外有）。
- 高校生等が7月1日現在休学中である。
- 新入生で在留資格が留学の場合。
- 学び直し支援金の対象者は該当しない場合がありますので学校にお問い合わせください。



- ◇ 支給の回数は毎年1回、全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回を上限とします。
◇ 学び直し支援金の支給対象者は、上記回数に加えて 全日制は1回、定時制・通信制は最大2回までを上限とします。

通常申請・家計急変申請 共通（専攻科の方は3ページへ）

所得要件	生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯
	保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯
	保護者等全員の住民税所得割額合計が105,500円未満の世帯
	保護者等全員の住民税所得割額合計が105,500円以上182,500円未満の世帯

- ※ 住民税所得割額とは、令和8年度道府県民税および市町村民税の所得割額を指します。
※ 保護者等全員とは原則親権者を指します。
※ 均等割額に課税があっても所得割額が非課税（0円）の場合は対象です。

【所得割額の確認方法】

課税証明書……………居住地の市町村役場で取得
納税通知書……………5月～6月ごろ市町村役場から届く（普通徴収の場合）
特別徴収税額の決定・変更通知書…………勤務先で取得（給与天引きによる特別徴収の場合）

高校生等の国籍・在留資格	① 日本国籍を有する者 ② 特別永住者 ③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等 ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦ 家族滞在のうち日本の小学校および中学校を卒業し、高等学校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 ①～⑦に該当しない場合でも対象となる場合がありますので詳しくは別紙のチェックシートをご確認ください。
在学要件	国公立高等学校等に在学している生徒がいる世帯 ※高等学校（全日制・定時制・通信制・専攻科）、高等専門学校（1～3学年）等
在住要件	保護者等が令和8年7月1日に三重県内に住所を有している世帯 ※保護者等のいずれかが令和8年1月1日時点で海外に居住している場合は令和8年度の課税証明書等が発行されないため対象世帯ではありません。 ※保護者等の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。

通常申請

本年度の認定基準日は「令和8年7月1日」です

「認定基準日」とは、給付対象となる要件を満たしているかを判定するための基準となる日です。

各学校の定める締切日を厳守してください。

なお、締切日までに学校へ提出された新入生の方は優先的に審査を進めます。

注意事項

- ◇ 申請書、その他の提出書類に記入漏れ・添付忘れ等があった場合は審査ができず給付が遅れたり、給付ができないことがありますのでご注意ください。
- ◇ 当該生徒以外に高校生等がいる場合は、それぞれが在学する学校で申請が必要です。

詳細は別紙「高校生等奨学給付金 受給資格チェックシート」をご確認ください。

---高等学校等専攻科生徒への支援---

通常申請

家計急変申請



家計急変は4ページで
ご確認ください

公立高等学校専攻科に通う生徒のいる世帯の方で、以下の所得要件を満たす場合は高校生等奨学給付金の対象になります。

世帯種別	給付額
生計維持者全員の住民税所得割額が 非課税 の世帯 (生活保護受給世帯を含む)	50,500 円
生計維持者全員の住民税所得割額合計が 105,500 円未満 の世帯	16,830 円 (10,100 円)
生計維持者全員の住民税所得割額合計が 105,500 円以上 264,500 円未満で多子世帯 (扶養される子等が3人以上いる世帯)	12,630 円 (10,100 円)

- ※ 住民税所得割額とは、令和8年度道府県民税および市町村民税の所得割額を指します。
- ※ 生計維持者とは原則父母を指します。
- ※ 均等割額に課税があっても所得割額が0円の場合は給付金の対象です。
- ※ 多子世帯の給付額は、令和8年7月2日以降に子の出生等によって扶養される子等が3人以上になった場合は申請のあった翌月以降の月数によって算定します。
- ※ 給付回数は1人の専攻科に通う生徒につき通算2回を上限とし、毎年申請が必要です。
(高等学校専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回とする)
- ※ 家計急変世帯への支援を実施する場合は、4ページの「家計急変申請」と原則同様。
- ※ 2ページの高校生等の国籍・在留資格の①～⑦に該当しない場合の給付額は上表の()内の金額になります。

詳しくは、申請書類とともに受け取る「申請の手引き」でご確認ください

家計急変申請

認定基準日 …… 申請書を学校が
受け付けた日



家計急変申請の対象となる世帯

- * 令和8年1月1日以降に次のような家計急変対象理由により保護者等の収入が減少し、その後1年間の収入が1ページの下表の世帯に相当すると認められた世帯。

家計急変対象理由の例

離婚、勤務先の経営悪化等による解雇、自己の責めに帰することのできない離職、傷病等による離職、災害被害など

注：災害などに起因しない自己都合による退職（定年退職含む）、有期雇用契約（派遣等）客観的な外的要因によらない廃業などは対象外

その他の「高校生等の国籍・在留資格、在学要件、在住要件」は「通常申請」と同じです。

申請書を学校が受け付けた日によって給付額が減少する場合があるため、
早めの申請をおすすめします。

住民税所得割額合計の見込みが非課税の世帯の例（目安）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,070,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

住民税所得割額合計の見込みが 105,500 円未満の世帯の例（目安）

⇒ 年収約 270～380 万円※

住民税所得割額合計の見込みが 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯の例（目安）

⇒ 年収約 380～490 万円※

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、本人、中学生1人の4人世帯の目安です。



申請について

申請期間 ----- 令和8年7月1日～令和9年3月1日

申請方法 ----- 「対象となる世帯」に該当する場合は、在学する学校で「家計急変世帯」の申請書類を受け取り、必要書類とともに学校に提出してください。



--必要書類を揃えて学校担当者に申請書を提出してください--

※ 提出書類に不備がないよう必ず確認の上、提出してください。

※ 申請と給付は年1回です。授業料無償化の「就学支援金」とは別の制度です。

申請書類の受け取り、提出、問い合わせは在学する各学校へ

にほんご かた どうほんやくあぶりりよう べんり
日本語がわかりにくい方は、スマホ等の翻訳アプリを利用いただくと便利です。



三重の教育 三重県教育委員会 ホームページ
EDUCATION IN MIE PREFECTURE

高校生等奨学給付金

※ 高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますのでご注意ください。
また制度の概要（給付額等）は、状況により変更となる場合があります。

※ この事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱」および「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱」に基づき実施するものです。

三重県教育委員会事務局 教育財務課 高校生等奨学給付金担当